# 第2章 会 員 第1節 会 員

## (会 員)

- 第5条 本会の会員は、司法書士会員及び法人会員とする。
- 2 司法書士会員とは、広島法務局の管轄区域内(以下「本会の区域内」という。)に事務所を有する司法書士をいう。
- 3 法人会員とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 本会の区域内に主たる事務所を有する司法書士法人
- (2) 本会の区域内に従たる事務所のみを有する司法書士法人

## 第2節 入会及び退会の手続

## (司法書士会員の入会手続及び入会)

- 第6条 本会に司法書士会員として入会しようとする者は、連合会の定める第1号様式による入 会届を本会に提出しなければならない。
- 2 前項の入会届には、次に掲げる事項を記載し、入会しようとする者が署名し、司法書士法施 行規則(以下「施行規則」という。)第21条に定める職印を押さなければならない。
- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 本籍(外国人にあっては、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和 26年政令第319号)第2条第5号ロに規定する地域をいう。以下同じ。))、住所及び事務 所
- (3) 司法書士となる資格取得の種類、年月日及びその番号
- 3 第1項の入会届には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。
- (1) 司法書士となる資格を有することを証する書面
- (2) 写真(提出の日前3月以内に撮影された5センチメートル正方形の無帽、かつ、正面上半身の背景のないもの)3葉。ただし、うち2葉は次項の司法書士名簿に各1葉を貼付する。
- (3) 本籍及び住所を証する書面(外国人にあっては国籍等の記載された外国人住民にかかる住民票の写し)
- 4 本会に入会しようとする者は、第1項の入会届の提出と同時に、法第9条第1項の定めるところにより、司法書士の登録(以下「登録」という。)を受けるため、連合会が定める付録登第2号様式による司法書士登録申請書(以下「登録申請書」という。)及び連合会の定める付録登第1号様式による司法書士名簿2通を本会に提出しなければならない。
- 5 前各項(第3項第1号を除く。)の規定は、法第13条の規定による所属する司法書士会の変更の登録(以下「変更の登録」という。)を受けて本会に司法書士会員として入会しようとする者について準用する。この場合において、前項中「付録登第2号様式による司法書士登録申請書」とあるのは、「付録登第3号様式による変更の登録申請書」と読み替える。
- 6 本会に入会の手続きをとった者は、登録又は変更の登録を受けた時に本会の司法書士会員と

なる。

7 第1項の入会届は、それを提出した者が登録又は変更の登録を受けることができなかったと きは、失効する。

## (法人会員の入会手続)

- 第7条 本会に司法書士法人の成立により第5条第3項第1号の法人会員として入会した者は、 入会した日から2週間以内に、連合会の定める付録法第12号様式による入会届1通に連合会 が定める付録法第1号様式による成立届1通及び連合会の定める付録法第16号様式による司 法書士法人名簿(以下「法人名簿」という。)2通を添えて本会に提出しなければならない。
- 2 前項の入会届には、次に掲げる書面各1通を添付しなければならない。
- (1)登記事項証明書(届出に係る必要な事項が記載されている登記事項証明書をいう。以下同じ。)
- (2) 定款の写し
- 3 本会に、主たる事務所を移転したことにより第5条第3項第1号の法人会員として入会した 者は、入会した日から2週間以内に、連合会の定める付録法第12号様式による入会届1通に 連合会が定める付録法第10号様式による主たる事務所移転届1通及び連合会の定める付録法 第16号様式による法人名簿2通を添えて、本会に提出しなければならない。
- 4 第5条第3項第2号の法人会員が、主たる事務所を移転したことにより第5条第3項第1号 の法人会員となったときは、第10条の届出による。
- 5 第2項の規定は、前2項の届出について準用する。
- 6 本会は、入会届を受け付けたときは、第1項又は第3項の法人名簿1通及び第2項(前項で 準用する場合を含む。)の各書面を、遅滞なく連合会に送付しなければならない。
- 7 本会は、第1項の成立届又は第3項の主たる事務所移転届を前項の書面とともに、遅滞なく 連合会に送付しなければならない。
- 第8条 本会に第5条第3項第2号の法人会員として入会した者は、その事務所に常駐する社員である司法書士会員が連合会の定める付録法第13号様式による入会届2通に連合会の定める付録法第17号様式による法人名簿2通を添えて、本会に提出しなければならない。ただし、従たる事務所を移転したことによる入会届には、連合会の定める付録法第11号様式による従たる事務所移転届1通を添えて提出しなければならない。
- 2 前項の入会届には、登記事項証明書1通を添付しなければならない。
- 3 本会は、入会届を受け付けたときは、第1項の書面各1通に前項の書面を添えて、遅滞なく 連合会に送付しなければならない。

#### (印鑑届等)

- 第9条 本会に入会しようとする者及び入会した法人会員は、職印を届け出なければならない。
- 2 職印の届出に関し必要な事項は、別に規程で定める。

#### (変更届)

第10条 司法書士会員は、第6条第2項第1号又は第2号に掲げた事項に変更を生じたときは、 日本司法書士会連合会会則(以下、「連合会会則」という。)第45条第1項に定めるところに より、連合会が定める付録登第5号様式による登録事項変更届出書を本会を経由して、連合会

## 広島司法書士会会則

に提出しなければならない。

- 2 本会は、司法書士会員から前項の変更届を受け付けたときは、遅滞なく、連合会に送付しな ければならない。
- 3 第5条第3項第1号の法人会員は、定款の変更をしたとき又は、法人名簿の記載事項に変更が生じたときは、2週間以内に連合会の定める付録法第2号様式による届出事項変更届2通を本会に提出しなければならない。
- 4 前項の届出には、定款の変更である場合には定款の写しを、変更事項が登記事項である場合には登記事項証明書を、その他の場合にはそれを証する書面を、各1通を添付しなければならない。
- 5 第5条第3項第2号の法人会員は、法人名簿の記載事項に変更が生じたときは、連合会の定める付録法第3号様式による届出事項変更届2通を本会に提出しなければならない。
- 6 第4項の規定は、前項の届出について準用する。
- 7 本会は、法人会員から第3項又は第5項の変更届の提出を受けたときは、うち1通に第4項 (前項で準用する場合を含む。)の書面を添えて、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

#### (司法書士法人の解散届)

- 第11条 第5条第3項第1号の法人会員が解散したとき(法第44条第1項第3号及び第4号の事由による解散を除く。)は、解散の日から2週間以内に連合会の定める付録法第4号様式による解散届2通に、登記事項証明書1通を添えて、本会に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、第5条第3項第2号の法人会員が解散したとき(法第44条第1項第3号及び第4号の事由による解散を除く。)について準用する。この場合において、「付録法第4号様式」とあるのは、「付録法第5号様式」と読み替えるものとする。
- 3 本会は、法人会員から前 2 項の解散届の提出を受けたときは、うち 1 通に登記事項証明書を 添えて、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

#### (司法書士法人の合併届)

- 第12条 合併により新たな司法書士法人を設立したことにより入会した者は、合併の日から2 週間以内に第7条又は第8条の入会届を本会に提出しなければならない。
- 2 第5条第3項第1号の法人会員は、他の司法書士法人を合併したときは、合併の日から2週間以内に連合会の定める付録法第6号様式による合併届2通に、次に掲げる書面各1通を添えて、本会に提出しなければならない。
- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款の写し
- 3 第5条第3項第2号の法人会員は、他の司法書士法人を合併したときは、連合会の定める付録法第7号様式による合併届2通に前項第1号の書面1通を添えて、本会に提出しなければならない。
- 4 第1項の入会届又は前2項の合併届は、合併により解散した法人会員の退会届を兼ねるものとする。
- 5 本会は、法人会員から第2項又は第3項の合併届の提出を受けたときは、うち1通に第2項 又は第3項の書面を添えて、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

#### (司法書士会員の退会届)

- 第13条 司法書士会員は、本会を退会しようとするときは、本会にその者が署名し、職印を押 印した連合会の定める第2号様式による退会届を提出しなければならない。
- 2 司法書士会員は、連合会会則第43条に定めるところにより変更の登録を申請するときは、 連合会が定める付録登第4号様式による変更の登録申請届出書を本会に提出しなければならない。

## (みなし退会)

第14条 司法書士会員は、別紙第1第2項第1号に定める定額会費を6月分滞納し、本会から 一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納 入しないときは、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。

## (法人会員の退会をした旨の届)

- 第15条 法人会員の清算人(清算人がいないときは、社員)は、清算が結了したときは、その登記後速やかに、第5条第3項第1号の法人会員については連合会の定める付録法第8号様式による清算結了届2通を、第5条第3項第2号の法人会員については連合会の定める付録法第9号様式による清算結了届2通を本会に提出しなければならない。
- 2 前項の届出には、登記事項証明書を添付しなければならない。
- 3 法人会員は、破産手続開始の決定を受けたことにより退会したときは、速やかに、第5条第3項第1号の法人会員については連合会の定める付録法第4号様式による解散届2通に、第5条第3項第2号の法人会員については連合会の定める付録法第5号様式による解散届2通に、破産手続開始の決定を証する書面を添えて、本会に提出しなければならない。
- 4 第5条第3項第1号の法人会員が、本会の区域外に事務所を移転し本会の区域内に事務所を 有しないこととなり、その旨の登記をしたときは、速やかに連合会の定める付録法第14号様 式による退会届2通を提出しなければならない。
- 5 第5条第3項第2号の法人会員は、従たる事務所を本会の区域外に移転し、又は廃止し本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨の登記をしたときは、速やかに連合会の定める付録法第15号様式による退会届2通を本会に提出しなければならない。
- 6 第2項の規定は、前3項の届出について準用する。
- 7 本会は、法人会員から第1項又は第3項から第5項までの届出の提出を受けたときは、うち 1通に第2項の書面(前項で準用する場合を含む。)を添えて、遅滞なく連合会に送付しなけれ ばならない。

#### (司法書士会員の退会の効力発生時期)

- 第16条 第13条第1項の退会届を提出した司法書士会員は、登録の取消しの時に退会する。
- 2 退会届を提出した司法書士会員は、第24条の会員並びに第28条第1項、第39条及び第41条の司法書士会員に含まれないものとする。

#### (届出事務手数料)

第17条 法人会員が法第35条第2項、第44条第2項若しくは第45条第3項又は法人名簿 の記載事項の変更の届出をするときは、別紙第2に定めるところにより事務手数料を納入しな ければならない。

## 広島司法書士会会則

## (通 知)

- 第18条 本会は、次の各号の場合には、当該各号に掲げる書面を当該各号に掲げる支部に送付する。
  - (1) 入会があったとき
    - 司法書士名簿又は法人名簿の写しを、その者が所属する支部に
- (2) 司法書士会員の退会があったとき
  - 連合会からの登録取消通知書の写し又は変更の登録通知書の写しを、その者が所属して いた支部に
- (3) 法人会員の退会があったとき
  - 退会届の写しをその者が所属していた支部に
- (4) 会員名簿の記載事項に変更があったとき 変更届の写しを、その者が所属する支部に
- 2 本会は、入会届を提出した者が会員となったとき、又は第6条第1項の入会届が失効したと きは、その者に対し、その旨を通知する。

#### (会員名簿)

- 第19条 本会に会員名簿を備える。
- 2 司法書士会員名簿は、連合会から送付を受けた司法書士名簿の副本を編綴して調製する。
- 3 法人会員名簿は、提出された法人名簿を編綴して調製する。
- 4 会員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、会員名簿にその旨を記載するものとする。
- 5 司法書士会員が死亡し、退会したものとみなされ、又は登録の取消しを受けたときは、その 者を司法書士会員名簿から除くものとする。
- 6 法人会員が退会したときは、その者を法人会員名簿から除くものとする。

#### (会員証及び司法書士徽章の交付)

- 第20条 本会は、入会した司法書士会員に、会員証及び連合会の定める第3号様式による司法 書士徽章を交付しなければならない。
- 2 会員証及び司法書士徽章の交付等については、別に規程で定める。

#### (会員証の返還)

- 第21条 司法書士会員は、退会届提出のときに会員証及び司法書士徽章を本会に返還しなければならない。業務停止の処分を受けたときも、同様とする。
- 2 司法書士会員は、変更の登録により本会を退会したときは、変更の登録のときに会員証を本 会に返還しなければならない。
- 3 法人会員が業務の全部停止又は解散の処分を受けたときは、当該法人の社員は、会員証及び司法書士徽章を返還しなければならない。

#### (会員に対する通知等)

- 第22条 会員に対する通知、勧告又は書面の送達は、次の各号の事務所に対して行う。
  - (1)司法書士会員に対しては、会員名簿に記載された事務所。ただし、法人会員の社員である司法書士会員又は法人会員の使用人である司法書士会員に対しては、法人名簿に記載された 法人会員の事務所

## 広島司法書士会会則

- (2) 第5条第3項第1号の法人会員に対しては、法人名簿に記載された主たる事務所
- (3) 第5条第3項第2号の法人会員に対しては、法人名簿に記載された従たる事務所
- 2 前項の通知、勧告又は書面の送達は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

#### 第3節 入会金及び会費

## (入会金)

- 第23条 本会に入会しようとする者は、第6条第1項の入会届を提出するときに、別紙第1第 1項に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。ただし、その者が入会するに 至らなかったときは、その者に入会金を返還しなければならない。
- 2 本会に入会した法人会員は、第7条第1項又は第8条第1項の入会届を提出するときに、別 紙第1第1項に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。
- 3 第14条の規定により退会した者が、再び入会しようとするときは、入会金に滞納会費額を 加算して支払わなければならない。ただし、その者が入会するに至らなかったときは、入会金 を返還しなければならない。

### (会 費)

**第24条** 会員は、別紙第1第2項に定めるところにより、会費を納入しなければならない。ただし、清算中の法人会員については、この限りでない。

## (会費の延納、減免及び返還)

- 第25条 司法書士会員は、疾病、傷害その他の事由により司法書士業務を執ることに支障がある場合又は被災したことにより会費の納入が困難な場合には、会費の延納、減額又は免除の申出をすることができる。
- 2 法人会員は、事務所等が被災したことにより、会費を納入することが困難な場合には、その延納、減額又は免除の申出をすることができる。
- 3 前2項の対象となる会費の延納、減額又は免除の要件及び期間については、別に規則で定める。
- 4 会費の延納、減額又は免除の手続に関し必要な事項は、別に規程で定める。
- 5 本会は、司法書士会員が退会した場合において、過納の会費があるときは、当該司法書士会員であった者又はその遺族の請求により、その会費を返還しなければならない。
- 6 本会は、法人会員が退会した場合において過納の会費があるときは、当該法人会員の請求により、その会費を返還しなければならない。